

【諮問第246号】

26川情個第21号

平成26年10月10日

川崎市長 福田紀彦 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 青柳幸一

公文書開示請求に対する部分開示処分に関する異議申立てについて（答申）

平成23年10月11日付け26川ま情第1734号で諮問のありました、公文書開示請求に係る部分開示処分に関する異議申立ての件について、次のとおり答申します。

【諮問第246号】

1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った部分開示処分のうち、別表記載の各箇所を除いた箇所（ただし、個人の氏名等の個人情報が含まれている箇所を除く。）及び別表「審査会の判断 開示部分」に記載された箇所については、それを取消し、開示すべきである。

2 開示請求の内容及び異議申立ての経緯

- (1) 異議申立人は、平成23年8月10日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対し、「（仮称）よみうりランド内埋立て工事の宅地造成に関する工事の許可申請書とそれに伴った添付資料の全て」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に対し、対象公文書を「株式会社よみうりランドが、平成23年7月5日に川崎市長に提出した宅地造成等規制法に基づく宅地造成に関する工事の許可申請書と添付図書」と特定し、平成23年8月24日付けで、次の部分を条例第8条第1号及び第2号に該当する不開示情報として部分開示処分を行った。
 - 1 設計者及び法人の印影
 - 2 普通財産売払申請書（写し）
 - 3 事前調査回答書（写し）
 - 4 設計者の卒業証明書（写し）
 - 5 設計者の経歴書
 - 6 設計者の実務従事証明書
 - 7 設計者の一級、二級技術検定合格証明書（写し）
 - 8 設計者の登録書（写し）
 - 9 工事施行者の建設業の許可通知書（写し）
 - 10 雨水流出抑制施設協議変更届（表紙、雨水流出抑制施設の概要、雨水流出抑制計算書を除く）
 - 11 調整池協議図書
 - 12 流量計算書
 - 13 擁壁の構造計算書及び構造図
 - 14 崖の安定計算書
 - 15 テールアルメ工法擁壁検討書及び構造図
 - 16 工事評価委員会回答書（検討結果部分）（写し）
 - 17 土質試験結果一式
 - 18 沈下検討書一式
 - 19 ジオテキスタイル補強盛土計算書一式
 - 20 地盤改良計算書一式

21 打ち合せ議事録

- (3) 異議申立人は、平成23年9月16日付けで、(2) 1から9の不開示部分については「個人情報であり、不開示は当然である」が、(2) 10から21の不開示部分については「(仮称)よみうりランド内埋立て工事の安全性に関する情報であり、住民としてその内容を知る権利が、憲法第13条の規定からも保障されている」ことから開示すべきものとして、部分開示処分の取消しを求めて異議申立てを行った(当審査会諮問第246号事件)。

3 異議申立人及び補佐人の主張要旨

平成24年1月19日提出の意見書及び平成25年3月21日に実施した口頭意見陳述によれば、異議申立人及び補佐人の主張の要旨は次のとおりである。

(1) 異議申立人の主張要旨

ア 実施機関の主張する不開示理由は条例第8条第2号であるが、開示を求める情報は次により、条例第8条第2号ただし書きの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である」に該当すると考える。

(ア) 東京都稲城市の「南山東部土地区画整理事業」で発生した残土である「稲城砂」は崩れやすく、株式会社よみうりランドはその残土で39万立法メートルの盛土を計画し、川崎市環境影響評価に関する条例審査書(以下「条例審査書」という。)で、妥当性について第三者による専門的見地からの意見を踏まえ確認し、市関係部署と十分協議する等、斜面の安定確保のため維持管理を徹底するよう意見が出された。それを受け株式会社よみうりランドは第三者機関である工事評価委員会(以下「工事評価委員会」という。)の答申に基づき事業変更したが、そのことについての住民説明会は3時間だけで、安全性の確保について十分な説明がなされていない。新しい計画は、何をどう改善したのか、それによってどう安全が確保されたのか、私たち住民はどうしても知りたく、株式会社よみうりランドが市に提出した宅地造成許可申請書が最も正確で詳細な書類であることから、本件請求を行ったものである。

(イ) 盛土予定地の北側には調整池があり、下流は狭い典型的な谷戸で多摩区菅仙谷1丁目の住宅となっている。調整池ができる前は、遊園地やゴルフ場の開発で度々土砂崩れや鉄砲水が谷戸を襲い床上浸水や家屋倒壊が発生した。そのため、万一盛土が崩れ、調整池が溢れると、下流550戸の市民の生命と財産に被害が出ることになる。

(ウ) 調整池から水を流す小沢川は大雨ですぐ一杯になるが、調整池が一杯になった場合には、小沢川に水をあふれさせることとなっており、とても受け止めきれない。調整池が受け止めることのできる容量の検証が必要であり、株式会社よみうりランドが基準とする「50年確率降雨」が何ミリか、頻発する集中豪雨に対応できるのか、「流量計算書」や「調整池協議図書」の開示が必要である。

(エ) 調整池は古い盛土の上に造られており、地震によって滑動崩落を起こす危

険性がある。滑動崩落の原因は盛土と地山の境目にたまる水にあると言われ、この水の有無を示すボーリング調査結果は私たちの命に直結するため、土質調査結果が必要である。

(オ) 昔の地図と見比べるとよみうりランドの多くの部分が盛土である懸念があり、ボーリング調査をどこまでしたのか、地盤はどうなっているのかが分からない。また、盛土本体工事の情報が不開示であるため、盛土本体の補強による強度計算ができず安全率1.008の妥当性が確認できない。

(カ) 本件盛土の土の発生源である「南山東部土地区画整理事業」では、東京都の指導で第三者機関を作り工事の安全性を検討し、工法の変更を行い、その結果出された答申文書は公開されている。川崎市では工事評価委員会の検討結果が、「学術的な知見や科学的な理論に基づき、忌憚のない討議を重ねながら評価検討を行っている」ことを理由に不開示となっているが、これこそが事業の安全性を説明する内容である。

イ 処分理由説明書で土質調査結果は「多額の調査費用を投じて地質調査会社に発注して得られたもの」、「第三者が取得できると無償で入手できる」だけでなく「別な箇所で引用される可能性がある」としているが、事業を行う者がお金をかけるのは当然であり、公表しなかった事業者を知らない。また、盛土として造成した土地のデータを別の箇所で引用することはありえない。

ウ 「景観と住環境を考える全国ネットワーク」の参加団体・個人に問い合わせたところ、東京都大田区・杉並区・文京区・世田谷区、千葉県市川市・流山市、大阪府豊中市等では、異議申立人が開示請求し不開示となった文書は個人名、印影等を除きほとんど開示扱いである。一例で豊中市では、開発行為許可申請書、開発行為許可通知書、造営計画、雨水排水、公園、地区外道路、付替え水路、擁壁、調整池、防災計画、崖、階段、通路橋、付替え水路設計計算書、流域水理計算書、排水流域図、水路工図面、水路工構造計算書、配筋図等全て開示されている。

(2) 補佐人Aの主張要旨

実施機関は、工事評価委員会が法的設立義務のある機関ではなく任意に設立された機関であるとし、工事評価委員会の答申を不開示とする理由としているが、工事評価委員会は、条例審査書の指摘により設置されたもので、単純な任意の私的機関ではない。

また、昭和42年6月の台風で360ミリを超える雨量で調整池があふれ、谷戸の田や家屋に大きな被害を与え、被害補償金が支払われた。当時、調整池には船が浮かべられ、第1、第2調整池とも常に満水で、調整池の役割を果たせないと危惧されていた。調整池工事は、法に基づく正規の許可申請工事であり、添付書類と図書は、多くの都市と同様、開示することが当然である。

(3) 補佐人Bの主張要旨

菅仙石1丁目周辺では、以下に挙げるような水害があった。

ア 昭和38年9月の台風で、道路等一面冠水し床上浸水も発生したが、株式会社よみうりランドによる開発が原因と考えられるため、株式会社よみうりラン

ドに責任を求めたところ、降雨中に放水ゲートを開けたことを認め、被災者に賠償金を支払うことで決着した。

イ 昭和51年9月の集中豪雨は、それまでの再三の水害を上回るものであり、床上浸水や床下浸水が複数発生し、田畑と排水路の見分けがつかないほど水が一面に溢れた。

ウ 昭和53年7月の大雨で、道路が水浸しとなった。このような水害があったにもかかわらず株式会社よみうりランドは、昭和41年以降の水害を確認していないとしており、水害が発生することの重大性を認識していない。また、土砂災害ハザードマップでは、よみうりランド調整池直下の放水路周辺が土砂災害警戒区域に指定されており盛土擁壁の崩壊を想定しているにもかかわらず、20メートルを越える高さの巨大盛土ができれば、大地震や豪雨によって崩れたとき、菅仙石1丁目に最大2から3メートルの土砂が流れてしまうため、多くの住民の生命、財産が脅かされることになるため開示をお願いしたい。

(4) 補佐人Cの主張要旨

ア 川崎市における他の公文書開示請求において、ボーリングデータである地盤調査報告書を不開示とした理由が「事業者が調査費用を投じて、地質調査会社に発注して得られたものであり、第三者が無償で取得できるほか、調査データ試験結果や地質調査会社の技術的な見解などが、別の場所で引用される可能性があると考えられる。」であった。

当該開発地が何十年後かに再開発される場合ならともかく、別の開発予定地で他の開発業者がそのボーリングデータを流用したら、盗用、文書偽造など不法行為そのものとなる。

また、公共施設建設地のボーリングデータはインターネットで容易にアクセスできる。公費で調査したデータは開示しているにもかかわらず、上記のように主張するのは完全に論理の破綻である。

イ 滑動崩落は過去の大地震で繰り返し発生しており、宅地造成等規制法の耐震基準改正へとつながった。東日本大震災では内陸部で盛土崩落が頻発し、首都圏直下型地震が現実味を帯びる中、地盤地質に関する情報は死活的な重要性を帯びており、本来、市民が誰でもアクセスできる公有情報とすべきものである。

4 実施機関の主張要旨

平成23年11月25日付け処分理由説明書並びに平成24年12月13日、平成25年9月17日、10月17日及び11月14日実施の口頭による処分理由説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 対象公文書の種類別処分理由について

ア 2(2)記載の10から15及び18から20の文書は、本件請求に係る宅地造成の工事許可申請書に添付された設計図や計算書(以下「設計図書」という。)である。設計業務の受託者はその設計に関して安全性、施工性や経済性を考慮する必要がある、地震や豪雨対策を考慮した調整池の構造や擁壁に作用する土圧や地震等の外力に対する強度及び安定性、雨水排水計画や盛土造成計画における安

全性の確保について検討及び確認を行うための設計計算を行う。この設計計算は機械的に単純な計算を行うのではなく、地盤の調査等の結果を精査し、係数や計算式についてどれを適用するのか、また、どのような外的条件を想定して計算するかなど、設計者が積み上げてきた知見と技能を駆使しているものである。したがって、これらの情報が公にされると、設計上の技術的なノウハウが知られることになり法人の正当な利益を害するおそれがある。

イ 2 (2) 記載の 17 及び 21 の文書は、本件請求に係る宅地造成の工事許可申請書に添付された資料である。17 は地盤の構成や強度、土質定数、地下水位の状況等の地盤の特性を示す種々の情報が含まれている報告書であり、これらの情報を根拠として設計図書が作成されており、株式会社よみうりランドが多額の調査費用を投じて得たもので、この資料を第三者が無償で入手すると、調査データや技術的見解等について別な個所で引用される可能性があるなど、株式会社よみうりランドの正当な利益を害するおそれがある。また、21 は川崎市と設計者の技術的な協議の経過が記録された議事録であり、設計図書の作成に係る設計者が積み上げてきた知見や提案等が含まれ、この議事録を開示すると設計者の技術的なノウハウが公になり法人の正当な利益を害するおそれがある。

ウ 2 (2) 記載の 16 の文書は、本件請求に係る宅地造成の工事許可申請書の参考図書である。この資料は、本件工事の盛土の規模や土質の特殊性を考慮し、条例審査書において、造成計画や設計及び施工については、第三者の専門的な見地からの意見を踏まえ妥当性の確認を行うよう意見が付され、株式会社よみうりランドが任意に設立した工事評価委員会の検討内容が記されている。この委員会は任意に設立された中立な機関で、有識者の学術的な知見や理論に基づき忌憚のない討議を重ねたもので、この資料が公開されると工事評価委員会の学術的な知見や設計者の技術的な見解等が公になり、第三者委員の知的財産権や設計者のノウハウを侵害するおそれがある。

(2) 対象公文書の内容の性質別処分理由について

(1) の対象公文書を実施機関から聴取した対象公文書の内容の性質別によって分類したものは、次のとおりである。

ア 調査位置及び解析断面に関連するもの

調査位置及び解析断面の選定においては、現場状況とその特性、安全性や経済性を考慮することに加え、設計者が培った技術的な知見や経験から多角的に検討することが重要であり、選定結果は当該設計者固有のものとなる。

よって、調査位置や解析断面に係る図面を開示すると、別の設計業者が類似の案件に流用するおそれが十分にあり、設計者の競争上の地位その他正当な利益を害すると考える。

イ 土質定数の設定に関連するもの

土質定数は、盛土造成計画の安定解析や沈下検討、基礎地盤改良や擁壁設計などの安全な設計を行う上で非常に重要な条件値である。

この土質定数の設定は、現場状況、土質調査結果等を踏まえ総合的に判断するため、設計者が培ってきた技術的な知見や経験から詳細に検討することが極めて

重要であり、これらのノウハウに基づかなければ、適切な土質定数を設定することは不可能である。

よって、土質定数が明示された書面を開示すると、別の設計業者が類似の設計に流用するおそれが十分にあり、設計者の競争上の地位その他正当な利益を害すると思われる。

ウ 地層断面の構成が明示されているもの

地層断面の構成図面は、土質調査によって得られたボーリング柱状図を複数箇所結んで二次元的に表現したものである。

この図面の作成には、工事計画地周辺一帯の地層堆積状況の歴史的な経緯も踏まえ、設計者が培った技術的知見や経験に基づき総合的に判断することが重要であり、これらのノウハウに基づかなければ、計画地における地層断面の構成を的確に表現した図面を作成することは不可能である。

よって、地層断面が明示された図面を開示すると、別の設計業者が類似の設計に流用するおそれがあり、設計者の競争上の地位その他正当な利益を害すると思われる。

エ 擁壁の構造及び設計に関連するもの

擁壁の設計には、経済性、安全性、施工性を兼ね備える必要がある。この検討には、工事費用、関係法令や設計条件、施工現場における状況等の情報を勘案し、設計者が培った技術的な知見や経験から多角的に検討するため、これらのノウハウに基づかなければ、設計を実現することは不可能である。

よって、擁壁に係る図面や設計計算書を開示すると、別の設計業者が開示された図面を他の案件に流用したり、設計計算書における計算過程を解読していくことによって、擁壁の躯体形状が判明するおそれがあり、設計者の競争上の地位その他正当な利益を害すると思われる。

オ 設計条件及び設計における考え方に関連するもの

造成計画の立案は、安全性、施工性、経済性、施工現場の特性や地形等を踏まえ、設計条件や想定し得る状況を慎重に考慮した上で設計計算や解析が行われる。

これらの設計計算や解析は、設計者が培った技術的な知見や経験から多角的にシミュレーションを行うものであり、設計者が苦心の上に見出した賜物である。

よって、設計条件及び設計の考え方が明示された箇所を開示すると、別の設計業者が類似の案件に設計条件を流用するほか、設計上の考え方を引用するおそれが十分にあり、設計者における競争上の地位その他正当な利益を害すると思われる。

カ 調整池の設計に関連するもの

調整池の設計は、十分な雨水流出抑制機能を備えたものとするため、放流管や余水吐等の排水施設の規模、構造、強度等が最適となるよう検討し、経済性、安全性、機能性が調和するよう、十分な検討を重ねなければならない。

これらの検討は、工事費用、技術基準や設計条件、施工現場における状況等の情報を勘案し、設計者が培った技術的な知見や経験から多角的に検討するもので、これらのノウハウに基づかなければ、調整池の設計を実現することは不可能である。

よって、調整池の設計に係る図面を開示すると、別の設計業者が開示された図面を他の案件に引用するおそれがあり、設計者における競争上の地位その他正当な利益を害すると考える。

キ 擁壁における配筋設計に関連するもの

擁壁の鉄筋は、土圧等の外力によって破壊されないようにする必要がある。配筋設計では、経済性、施工性を兼ね備えた設計とするために、繰り返し検討して計算を行わなければならない。また、外力に躯体が耐え得るため必要な鉄筋量を算出し安全性を確保しなければならない。

これらの配筋設計においては、工事費用、鉄筋の強度、施工現場における状況等の情報を勘案し、設計者が培った技術的な知見や経験から多角的に行われるため、設計者にしか導き出せないものである。

よって、擁壁における配筋設計に係る図面や設計計算書が開示されると、類似の設計に流用されるおそれがあり、設計者における競争上の地位その他正当な利益を害すると考える。

ク テールアルメ擁壁の構造及び設計に関連するもの

テールアルメ擁壁の工法は、日本では2社しかライセンスを保有していない特異な工法である。この擁壁の設計は、ライセンスを有するメーカーでなければできないものであり、テールアルメ擁壁の構造及び設計に係る図面が開示されると、別の業者が類似品を模倣するおそれがあり、製造メーカーにおける競争上の地位その他正当な利益を害すると考える。

ケ 地盤改良における構造及び設計に関連するもの

地盤改良設計は、擁壁の設置地盤の支持力を確保するため、土質状況に合わせ、安全性や経済性を踏まえ改良体の設計計算を行わなければならない。

地盤改良における構造及び設計に係る図面や計算書に明示されている改良径や改良長さ、設計基準強度、ボーリング柱状図等の情報が開示された場合、専門的な知識を有する者が見れば、使用する固化材の種類や配合量について推認することができるおそれがある。固化材の種類や配合量は、設計者が、様々な種類がある固化材の中から現場の土質に適した固化材を使用して配合試験を繰り返し実施し、最適な組み合わせを割り出す。設計者が培った技術的な知見や経験から多角的に行うものであるため、固化材と配合量の組合せは設計者にしか導き出せない。

よって、地盤改良における構造及び設計に係る図面や計算書が開示されると、類似の設計に流用されるおそれがあり、設計者における競争上の地位その他正当な利益を害すると考える。

コ 工事評価委員会答申書に関連するもの

工事評価委員会答申書は、本計画における盛土の規模や土質の特殊性等を考慮し、造成計画の立案、設計や施行に際して、細心の注意を払う必要があることから、条例審査書の中で、第三者の専門的な見地からの意見を踏まえ、その妥当性の確認を行うよう意見が付されたのを受けて、株式会社よみうりランドが任意に設立した工事評価委員会における答申に至るまでの評価検討を行った詳細な内容が記された資料である。

工事評価委員会答申書における検討結果部分は、宅地造成等規制法に基づく審査において提出が義務付けられているものではないが、実施機関が工事評価委員会の答申内容と許可申請図書との整合性について確認するため添付を要請したものであり、この要請を受けて、第三者には公開しない任意提供情報に該当するものとする条件を付して当該資料が添付されたものである。

また、この工事評価委員会は、公正中立な立場で、学術的な知見や科学的な理論に基づき忌憚のない討議を重ねながら検討を行っていく必要があることから、答申に至るまで検討経過や議事録等を非公開としており、工事評価委員会における運営の背景には勘案すべき事情があると考えられる。

5 審査会の判断

(1) 実施機関の主張の一部撤回について

実施機関は、当審査会の審査の過程において、別表記載の各箇所を除いた箇所（ただし、個人の氏名等の個人情報が含まれている箇所を除く。）について、不開示の主張を撤回した（以下「本件撤回部分」という。）。

よって、当審査会は、本件撤回部分については特に判断しない。

(2) 条例第8条第1号の該当性について

対象公文書のうち、個人の氏名、個人の印影及び設計者の経歴や資格に関する情報（以下「本件個人情報部分」という。）については、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」又は「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」であり、条例第8条第1号に該当することから、当審査会は、不開示とするのが相当であると判断する。

(3) 条例第8条第2号イの該当性について

本件対象公文書のうち本件個人情報部分を除いた工事評価委員会答申書（4（2）コ）について、実施機関は、同答申書の検討結果部分は、宅地造成等規制法に基づく審査において提出が義務付けられているものではないが、実施機関が工事評価委員会の答申内容と許可申請図書との整合性について確認するため添付を要請したものであり、この要請を受けて、第三者には公開しない任意提供情報に該当するものとする条件を付して当該資料が添付されたものであるから、「実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」として、条例第8条第2号イに該当し不開示とすべきである、と主張する。

しかしながら、同条同号イに該当する情報であるというためには「当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められる」ことが必要となるところ、その判断にあたって、同条同号アに該当すると認められないような情報については、そもそも当該法人にとって機微な情報であるとは認め難いから、仮に当該文書が実施機関に提供された際、これを公にしないことについて何らかの条件が付されていたとしても、当該情報の性質に照らし「当該条件を付

することが（略）合理的である」と認めることはできない。

したがって、工事評価委員会答申書についても、結局のところ、条例第8条第2号アの該当性について、検討し判断すべきことになる。

よって、当審査会は、工事評価委員会答申書について、これを対象公文書の内容の性質別処分理由の分類（4（2）アからケ）に応じて分類したうえ、他の不開示情報とともに、以下、条例第8条第2号アの該当性について検討し判断することとする。

（4）条例第8条第2号アの該当性について

本件対象公文書のうち本件撤回部分及び本件個人情報部分を除いた残りの不開示部分（以下「判断すべき本件不開示情報」という。）について、これらが条例第8条第2号アの法人等に関する情報として不開示とされるためには、当該不開示情報を開示することにより「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」ことが必要である（条例第8条第2号ア）。

ここで、「正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、法人等の生産・技術・販売上のノウハウ、運営方針、人事、労務管理等の情報で、公にすることにより、法人等の事業活動等が損なわれると認められるもの及び公にすることにより法人等の名誉が侵害され、又は社会的信用若しくは社会的評価が低下するものをいい、必ずしも経済的利益の概念でとらえられないものを含むものである。

そしてこの「正当な利益を害するおそれがある」と判断されるためには、単なる確率的な可能性があるだけでは足りず、正当な利益を害する蓋然性が客観的に認められることが必要となる。

以下、対象公文書の内容の性質別処分理由の分類（4（2）アからケ）にしたがって、条例第8条第2号アの該当性について、それぞれ検討し判断する。

ア 調査位置及び解析断面に関連するもの

実施機関は、判断すべき本件不開示情報のうち、調査位置及び解析断面に関連するものについて、調査位置及び解析断面の選定においては、現場状況とその特性、安全性や経済性を考慮することに加え、設計者が培った技術的な知見や経験から多角的に検討することが重要であり、選定結果は当該設計者固有のものとなることから、調査位置や解析断面に係る図面を開示すると、別の設計業者が類似の案件に流用するおそれが十分にあり、設計者の競争上の地位その他正当な利益を害する旨主張する。

この点、解析断面位置図、ボーリング調査位置図、液状化を考慮した安定解析結果図、断面計算位置図などの調査位置及び解析断面に関連する文書それ自体は、あくまでも、本件工事に関わる特定箇所における調査データ等であることから、別の設計業者等が、このような特定箇所における調査データ等それ自体をそのまま類似の案件に流用するおそれがあるとまでは考えにくく、その意味では、実施機関の主張は首肯し難い。

しかしながら、これらボーリング調査位置や解析断面に係る図面等を開示した場合には、それ自体は特定箇所における調査データ等にすぎないとしても、これらの調査データ等から、本件工事におけるボーリング調査位置や解析断面の選定

にかかるノウハウが推測されてしまい、それによって、他の似たような地形における工事等にあたり、これらのノウハウが別の設計業者等によって模倣ないし利用されるおそれがある。よって、本件において調査位置及び解析断面に関連する文書を開示することは、設計者等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、これらの文書については、条例第8条第2号アの法人等に関する情報に該当するものと判断する。

イ 土質定数の設定に関連するもの

①不開示とすべき部分とその理由

実施機関は、判断すべき本件不開示情報のうち、土質定数の設定に関連するものについて、土質定数は、盛土造成計画の安定解析や沈下検討、基礎地盤改良や擁壁設計などの安全な設計を行う上で非常に重要な条件値であり、この土質定数の設定は、現場状況、土質調査結果等を踏まえ総合的に判断するため、設計者が培ってきた技術的な知見や経験から詳細に検討することが極めて重要であり、これらのノウハウに基づかなければ、適切な土質定数を設定することは不可能であることから、土質定数が明示された書面を開示すると、別の設計業者が類似の設計に流用するおそれが十分にあり、設計者の競争上の地位その他正当な利益を害する旨主張する。

この点、土質定数とは、単位体積重量、粘着力、内部摩擦角などといった、土質試験等から直接得ることができる土の性質、強度、特性を示す基礎的な数値の総称である。土質定数の設定にあたっては、種々の土質試験が行われ、その結果求められた種々の土質定数の中から、設計者等によって一定の土質定数が選択・設定される（以下「選択・設定された土質定数」という。）。

このように、土質定数そのものは、現場の土砂について土質試験から直接得られる土の性状等を表す数値であり、したがって、土質試験結果及びその結果導き出される土質定数は、いずれも、基本的には専門家が調査した自然界の客観的・科学的事実及びこれについての客観的・科学的な分析（以下「自然界の客観的・科学的事実及び分析」という。）に過ぎない。

しかしながら、土質定数が基本的には単なる自然界の客観的・科学的事実及び分析にすぎないとしても、そのうち実際に選択・設定された土質定数については、設計者等が、その培ってきた技術的な知見や経験に基づいて、求められた各種土質定数の中からどの土質定数を選択ないし新たに設定するかを詳細に検討し、これらを決定したものである。したがって、選択・設定された土質定数については、その選択・設定の手法等について、設計者等のノウハウが存するということができる。

このように、土質定数の選択・設定について設計者等のノウハウが存する以上、土質定数の設定に関連する文書のうち、選択・設定された土質定数の記載された文書については、これらが開示されてしまうと、その選択・設定にかかる手法が推測され、他の設計業者等によって模倣ないし利用されてしまうおそれがある。よって、これらを開示することは、設計者等の競争上の地

位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、これらの文書については、条例第8条第2号アの法人等に関する情報に該当するものと判断する。

②なお開示すべき部分について

なお、これら対象公文書のうち、実際に選択・設定された土質定数以外の土質定数については、これらは単なる自然界の客観的・科学的事実及び分析に過ぎないものであって、①で不開示を相当とした理由には当てはまらず、よって条例第8条第2号アには該当しない。したがって、法人等に関する情報として不開示とすることはできないものであって、開示すべきであると判断する。

ウ 地層断面の構成が明示されているもの

実施機関は、判断すべき本件不開示情報のうち、地層断面の構成が明示されているものについて、地層断面の構成図面は、土質調査によって得られたボーリング柱状図を複数箇所結んで二次元的に表現したものであるところ、この図面の作成には、工事計画地周辺一帯の地層堆積状況の歴史的な経緯も踏まえ、設計者が培った技術的知見や経験に基づき総合的に判断することが重要であり、これらのノウハウに基づかなければ、計画地における地層断面の構成を的確に表現した図面を作成することは不可能であることから、地層断面が明示された図面を開示すると、別の設計業者が類似の設計に流用するおそれがあり、設計者の競争上の地位その他正当な利益を害する旨主張する。

この点、解析地盤モデル図、推定地質断面図、既存地層想定図などの地層断面の構成が明示されている文書は、その図面等の作成にあたっては設計者が培った技術的知見や経験に基づき総合的に判断することが重要であるとしても、これらは本件計画地という特定箇所における地層断面の構成を表したものであることから、実施機関が主張するように当該図面等の情報自体を別の業者等がそのまま類似の案件に流用するおそれがあるとまでは考えにくい。

しかしながら、これら地層断面が明示された図面や、当該図面を再現できるデータ等が開示されてしまうと、本件計画地における構成図面作成の手法が推測され、それが他の設計業者等によって模倣ないし利用されてしまうおそれがある。よって、その意味で、これらを開示することは、設計者等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、これらの文書については、条例第8条第2号アの法人等に関する情報に該当するものと判断する。

エ 擁壁の構造及び設計に関連するもの

①不開示とすべき部分とその理由

実施機関は、判断すべき本件不開示情報のうち、擁壁の構造及び設計に関連するものについて、擁壁の設計には、経済性、安全性、施工性を兼ね備える必要があるものであって、工事費用、関係法令や設計条件、施工現場における状況等の情報を勘案し、設計者が培った技術的な知見や経験から多角的に検討するため、これらのノウハウに基づかなければ、設計を実現することは不可能

であるから、これらの開示は、設計者の競争上の地位その他正当な利益を害する旨主張する。

この点、擁壁の構造図や断面図、躯体形状図、設計計算書、擁壁高などの擁壁の構造及び設計に関連する文書は、実施機関も主張するとおり、設計者が、当該擁壁を設計するに当たり、その培ってきた技術的な知見や経験に基づき、擁壁の構造や配置等について多角的に検討し、創意と工夫をこらして作成されたものであって、築造する擁壁の断面、配置、構造等の情報が寸法等の数値と併せて詳細に記録されていることから、当該情報には、当該擁壁を設計した設計者である法人の技術的ノウハウが含まれているといえる。

よって、これらの文書が開示されると、他の設計業者等が、開示された図面を他の案件に流用したり、設計計算書における計算過程を解読していくことによって擁壁設計の手法を模倣ないし利用するおそれがあるものであって、設計者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、これらの文書については、条例第8条第2号アの法人等に関する情報に該当するものと判断する。

②なお開示すべき部分について

しかしながら、これら擁壁の構造及び設計に関連する対象公文書のうち、別表「20 L型擁壁構造計算書 計算結果一覧」における「構造、地上高さ、構造高さ、根入れ」の各欄の数値については、本来は不開示とすべき上記①の理由に該当する情報ではあるものの、これらのいずれの数値も、開示済みの他の文書において既に開示されていることから、実質上、不開示とする理由が存しない。

したがって、これらの情報については、なお開示すべきであると判断する。

オ 設計条件及び設計における考え方に関連するもの

① 不開示とすべき部分とその理由

実施機関は、判断すべき本件不開示情報のうち、排水計画の検討、液状化判定の方針、安定計算における改良幅・複合地盤の粘着力等の全体的な設計条件及び設計における考え方に関連する文書について、造成計画の立案は、安全性、施工性、経済性、施工現場の特性や地形等を踏まえ、設計条件や想定し得る状況を慎重に考慮した上で設計計算や解析が行われるものであるところ、これらの設計計算や解析は、設計者が培った技術的な知見や経験から多角的にシミュレーションを行うものであり、設計者が苦心の上に見出した賜物であるとして、これらの開示は設計者における競争上の地位その他正当な利益を害すると主張する。

この点、全体的な造成計画の立案にかかるこれらの文書は、実施機関も主張するとおり、設計者が、その培った技術的な知見や経験から設定条件等を検討し、多角的にシミュレーションを行うことによって得られるものである。

すなわち、これらの文書に関しては、シミュレーションを行うにあたって設定する設定条件の検討・選定等自体に設計者のノウハウが含まれていると言

うるものであって、設計条件及び設計の考え方が明示された箇所が開示されてしまうと、別の設計業者が類似の案件に設計条件を流用するほか、設計上の考え方を模倣ないし利用するおそれが十分にある。よって、これらを開示することは、設計者等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、これらの文書については、条例第8条第2号アの法人等に関する情報に該当するものと判断する。

②なお開示すべき部分について

しかしながら、これら設計条件及び設計における考え方に関連する対象公文書のうち、別表「20 L型擁壁構造計算書 設計計算書」における「2.4基礎地盤の摩擦係数 本文1行目」については、本件撤回部分における記載等からすれば、当該摩擦係数の選定・設定にあたって特段のノウハウが存するとは思われない。また、同「設計計算書」における「2.3残留水圧 本文3～4行目、6行目」、「3.1検討ケース 洪水時」及び「3.2検討断面表中備考欄」については、単なる事実の記載である等、やはり特段のノウハウが存する情報であるとは思われない。

よって、これらの情報はいずれも、①で不開示を相当とした理由には当てはまらないものであって、条例第8条第2号アには該当しない。

したがって、これらの情報については、なお開示すべきであると判断する。

カ 調整池の設計に関連するもの

実施機関は、判断すべき本件不開示情報のうち調整池の設計に関連するものについて、調整池の設計は、十分な雨水流出抑制機能を備えたものとするため、放流管や余水吐等の排水施設の規模、構造、強度等が最適となるよう検討し、経済性、安全性、機能性が調和するよう、十分な検討を重ねなければならないところ、これらの検討は、工事費用、技術基準や設計条件、施工現場における状況等の情報を勘案し、設計者が培った技術的な知見や経験から多角的に検討するもので、これらのノウハウに基づかなければ、調整池の設計を実現することは不可能であり、よって、調整池の設計に係る図面を開示すると、別の設計業者が開示された図面を他の案件に引用するおそれがあるとして、これらの開示は設計者における競争上の地位その他正当な利益を害すると主張する。

この点、調整池の計画平面図、断面図及び構造図、放流管・余水吐縦断図、余水吐の越流量などの調整池の設計に関連する文書については、実施機関の主張するとおり、設計者が、その設計上のノウハウに基づいて、十分な雨水流出抑制機能を備えるための強度、構造等の様々な条件が最適となるよう検討して作成する書面であり、まさに設計のノウハウそれ自体に関わる情報である。

よって、これら調整池の設計に関連する文書が開示されると、その設計の手法が推測され、それが他の設計業者等に模倣ないし利用されてしまうおそれがあるから、これらを開示することは、設計者等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、これらの文書については、条例第8条第2号アの法人等に関する情報に該当するものと判断する。

キ 擁壁における配筋設計に関連するもの

実施機関は、判断すべき本件不開示情報のうち、擁壁における配筋設計に関連するものについて、擁壁の鉄筋は、土圧等の外力によって破壊されないようにする必要があるので、配筋の設計にあたっては、経済性、施工性を兼ね備えた設計とするために、繰り返し検討して計算を行なわなければならないと、また、外力に躯体が耐え得るため必要な鉄筋量を算出し安全性を確保しなければならないものであって、これらの配筋設計は、工事費用、鉄筋の強度、施工現場における状況等の情報を勘案し、設計者が培った技術的な知見や経験から多角的に行うため、設計者にしか導き出せないものであり、よって、擁壁における配筋設計に係る図面や設計計算書が開示されると、類似の設計に流用されるおそれがあるとして、これらの開示は設計者における競争上の地位その他正当な利益を害すると主張する。

この点、L型擁壁構造図などの擁壁における配筋設計に関連する文書は、実施機関も主張するとおり、設計者が、配筋の設計に当たり、その培ってきた技術的な知見や経験に基づき、擁壁における鉄筋の配置や量等について多角的に検討して計算し、創意と工夫をこらして作成されたものであって、各図面には、築造するL型擁壁の断面、配置、構造、鉄筋の配筋、工法等の情報が寸法等の数値と併せて詳細に記録されていることからしても、まさに配筋設計のノウハウそれ自体に関わる情報であるといえる。

よって、これらの文書が開示されると、配筋設計にかかる手法が推測されてしまい、それが他の設計業者等によって他の案件に模倣ないし利用されてしまうおそれがあるものであって、設計者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、これらの文書については、条例第8条第2号アの法人等に関する情報に該当するものと判断する。

ク テールアルメ擁壁の構造及び設計に関連するもの

①不開示とすべき部分とその理由

実施機関は、判断すべき本件不開示情報のうち、テールアルメ擁壁の構造及び設計に関連するものについて、テールアルメ擁壁の工法は、日本では2社しかライセンスを保有していない特異な工法であり、この擁壁の設計は、ライセンスを有するメーカーでなければできないものであり、これらが開示されると製造メーカーにおける競争上の地位その他正当な利益を害すると主張する。

この点、テールアルメ擁壁の設計は、そのライセンスを有する設計業者でなければ用いることができない工法なのであるから、ライセンスを有していない他の業者がこれを模倣・利用するおそれなどもともと存しないはずであり、その意味では、実施機関の主張に合理的な理由があるとは考えられない。

しかしながら、本件におけるテールアルメ擁壁一般構造図、テールアルメ擁壁一般図等のテールアルメ擁壁の構造及び設計に関連する文書は、設計者が、テールアルメ擁壁の工法を、本件計画地という特定箇所にあてはめて独自

に設計したものであり、これらの文書には、築造するテールアルメ擁壁の断面、配置、構造、鉄筋の配筋、工法等の情報が、寸法等の数値と併せて詳細に記録されていることから、当該情報には、当該擁壁に係る図面の設計者のノウハウが含まれているといえるところ、これらの文書が開示されると、ライセンスを有する別の設計業者が、類似の地形等の案件において、当該設計の手法等を模倣ないし利用するおそれは十分にある。よって、これらを開示することは、ライセンスを有する別の設計業者との関係で、当該設計者等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるといえる。

したがって、これらの文書については、条例第8条第2号アの法人等に関する情報に該当するものと判断する。

②なお開示すべき部分について

しかしながら、これらテールアルメ擁壁の構造及び設計に関連する対象公文書のうち、別表「7 擁壁の断面図（擁壁構造図）」における「テールアルメ擁壁詳細図」及び「コーナー部補強詳細図」については、同様の図がウェブ上に掲載されており誰でも閲覧できる状態になっているのであるから、特段のノウハウが存する図面とは思われない。

また、別表「8 擁壁の背面図（擁壁展開図）」中の平面位置図については、①で不開示を相当とした理由には当てはまらず、条例第8条第2号アには該当しない。

したがって、これらの情報については、法人等に関する情報として不開示とすることはできないものであって、なお開示すべきであると判断する。

ケ 地盤改良における構造及び設計に関連するもの

①不開示とすべき部分とその理由

実施機関は、判断すべき本件不開示情報のうち、地盤改良における構造及び設計に関連するものについて、地盤改良設計は、擁壁の設置地盤の支持力を確保するため、土質状況に合わせ、安全性や経済性を踏まえ改良体の設計計算を行わなければならないところ、地盤改良における構造及び設計に係る図面や計算書に明示されている改良径や改良長さ、設計基準強度等の情報が開示された場合、専門的な知識を有する者が見れば、使用する固化材の種類や配合量について推認することができるおそれがあるが、この固化材の種類や配合量は、設計者が、様々な種類がある固化材の中から現場の土質に適した固化材を使用して配合試験を繰り返し実施し、最適な組み合わせを割り出すという、設計者が培った技術的な知見や経験から多角的に行うものであり、そこには設計者のノウハウが含まれているといえるとして、これらが開示されると、設計者における競争上の地位その他正当な利益を害する旨主張する。

この点、地盤改良工平面図、地盤改良断面図、配合試験結果の室内配合試験結果、設計基準強度の設計にかかる上載荷重・設計基準強度・固化材混入量等の各値等の地盤改良における構造及び設計に関連する文書については、使用する固化材の種類や配合量など、確かに地盤改良に関する設計それ自体に関わる情報が含まれている。

これらの文書それ自体は、あくまでも本件工事に関わる特定箇所について専門家が各種試験や各種調査を行った結果としてのデータであることから、別の設計業者等がこれらの情報自体をそのまま類似の案件に流用するおそれがあるとは考えにくく、その意味では、実施機関の主張は首肯し難い。

しかしながら、これらの文書を開示した場合には、これらの情報から、本件工事における使用する固化材の種類や配合量及びその選定等にかかる手法が推測されてしまい、他の設計業者によってこれらが模倣、利用されてしまうおそれがある。よって、これらを開示することは、設計者等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、これらの文書については、条例第8条第2号アの法人等に関する情報に該当するものと判断する。

②なお開示すべき部分について

しかしながら、これら地盤改良における構造及び設計に関連する対象公文書のうち、別表「7 擁壁の断面図（擁壁構造図） L型擁壁展開図」や同「21 地盤改良計画書」における「地層名、柱状図」については、単なる自然界の客観的・科学的事実及び分析としての情報に過ぎないから、①で不開示を相当とした理由には当てはまらず、よって条例第8条第2号アには該当しない。したがって、法人等に関する情報として不開示とすることはできないものであって、なお開示すべきであると判断する。

また、別表「9 擁壁の敷設図 L型擁壁展開図」における「対象擁壁、本数」や同「21 地盤改良計画書」における「N」については、本来は①の不開示とすべき理由に該当する情報ではあるものの、既の開示済みの文書から容易にわかる情報であり、不開示とする理由が存しない。

したがって、これらの情報については、なお開示すべきであると判断する。

(5) 条例第8条第2号ただし書きの適用について

異議申立人及び補佐人は、判断すべき本件不開示情報について、本件工事計画においては、大規模な盛土が計画されており、盛土予定地の北側には調整池があるところ、その下流は狭い典型的な谷戸であって、万が一盛土が崩れ、調整池が溢れると、下流の市民の生命、財産に被害がでることから、これらは条例第8条第2号ただし書きの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である」に該当する旨主張する。

この点、たとえ条例第8条第2号に該当する法人情報であっても、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる」場合には、それを開示すべきとされている（条例第8条第2号ただし書）。これは、法人等の事業活動によって危害（公害等）が生じ、又は生じるおそれがある場合に、危害の未然防止、拡大防止又は再発防止を図り、その危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は開示することを定めたものである。

そこで、本件においても、判断すべき本件不開示情報のうち条例第8条第2号ア

に該当するものについて、なお同号ただし書の適用の有無が問題となる。

ここで、条例第8条第2号ただし書における「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である」に該当するといえるためには、現実に危害が発生しているか、危害の発生する蓋然性が高い場合であることが必要である。

この点、異議申立人及び補佐人は、実際に、昭和38年、同42年、同51年、同53年にそれぞれ、調整池が溢れる等して谷戸の田や家屋に被害が生じたことから、今後も危害の発生する蓋然性が高い旨主張する。

しかしながら、川崎市においては、その後の昭和56年1月に「調整池技術基準」が策定され、都市計画法に基づく開発行為、土地区画整理法に基づく土地区画整理事業等により設置される調整池について、許容放流量、単位洪水調節容量を定めたほか、調整池の構造、掘込式調整池に設置する洪水吐の構造、調整池の水位高、放流方式に関する必要な技術基準を定めている。また、同基準は、平成13年7月に「雨水流出抑制施設等技術指針」に統合され、その際、許容放流量がより厳しい値となっている。。さらにその後、同基準は、平成22年4月に改定された「雨水流出抑制施設技術指針」においても踏襲され、現在に至っている。

しかるに、本件造成計画については、宅地造成許可申請の前に「雨水流出抑制施設技術指針」に基づき川崎市と事業者の間で事前に協議がなされ、指針に基づく施設を設置することとなっており、これら改定後の技術基準を満たしている。

また、盛土や擁壁等については、平成18年、宅地造成等規制法に関する国から地方自治体への技術的助言である「宅地防災マニュアル」の中で、大地震を想定した場合の計算方法等の具体的な基準が示されているところであり、平成23年7月になされた本件造成計画の宅地造成許可申請の内容もまた、これらに準拠している。

このように、異議申立人らが実際に水害が発生していたと主張する昭和38年頃から同53年頃までと現在とでは、法整備等の事情が異なっているものであることから、現時点において、異議申立人らが主張する危害が、現実に発生する蓋然性があるとまではわかに認定し難い。

したがって、本件においては、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である」場合には該当せず、よって条例第8条第2号ただし書の適用はないと言わざるを得ない。

(6) 結論

以上の検討を踏まえれば、本件部分開示処分において不開示とされた本件対象公文書のうち、第一に、本件撤回部分については、実施機関がその不開示の主張を撤回しており、ほかに何ら合理的な不開示理由を述べていない以上、開示すべきであり、第二に、別表「審査会の判断 開示部分」は、「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」（条例第8条第2号ア）のないものとして、開示すべきである。

(7) 付言

本件については、当初、本件部分開示処分についての実施機関による処分理由の説明が必ずしも明確とは言えず、そのため、当審査会が実施機関とのやり取り等を重ね、その結果、審査の過程において、実施機関が本件の対象公文書の相当部分を占める本件撤回部分について不開示の主張を撤回したという経緯があった。

この点、実施機関は、本件撤回部分について、異議申立後に不開示の主張を撤回するのではなく、原処分を行うに先立ち、必要に応じて諾否の決定の期間を延長するなどして対象公文書をよく精査し綿密な検討を行ったうえ、開示できる部分については当初から開示すべきであった。

以上の次第で、審査会の結論のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員 大 関 亮 子

委員 人 見 剛

委員 葭 葉 裕 子

[別 表]

	判断すべき対象公文書名称	審査会の判断		
		開示部分	不開示部分	
1	宅地造成に関する工事の許可申請書	-	印影	
2	委任状	-	印影	
3	普通財産売却申請書	-	印影	
4	実務従事証明書・卒業証明書 経歴書・RCCM登録証・ 1級・2級技術検定合格証明書	-	全て不開示	
5	指定開発行為変更届	-	印影	
6	開発行為等に関する工事調書	-	印影	
7	擁壁の断面図(擁壁構造図)	L型擁壁標準断面図	-	構造図
		L型擁壁展開図	地層名、柱状図	Fc
		L型擁壁構造図	-	案内図以外
		テールアルメ擁壁詳細図	テールアルメ擁壁詳細図	テールアルメ擁壁一般構造図
		コーナー部補強詳細図 テールアルメ擁壁一般構造図	コーナー部補強詳細図	
8	擁壁の背面図(擁壁展開図)	テールアルメ擁壁一般図	平面位置図	平面位置図以外全て不開示
9	擁壁の敷設図	L型擁壁展開図	対象擁壁、本数	Fc
10	崖の安定計算書	検討結果一覧表 目次	-	改良幅
		I-I'断面(基礎地盤のすべり対策)表紙	-	解析断面位置図
		II-II'断面(基礎地盤のすべり対策)表紙	-	設計断面
		1. 入力データリスト	-	水位線における水位線の節点座標
			-	層の形状における土の特性値番号 構成節点数 地層を構成する節点番号
			土の特性における飽和単位体積重量 湿潤単位体積重量 粘着力 内部摩擦角	NEVER線及びマストカット線における構成節点数 X Y
		4. 最小安全率リスト	-	安全率図
4. 最小安全率リスト よみうりランド内埋立て工事二段擁壁の検証	モデル図及び等安全率図における飽和重量 湿潤重量 内部摩擦角 粘着力	モデル図 等安全率図		
よみうりランド内埋立て工事二段擁壁の検証	-	P2のLW-1-①ブロック改良強度		
	-	二段擁壁断面図中の断面		
11	テールアルメ擁壁資料	安定計算書	安全率図における飽和重量 湿潤重量 内部摩擦角 粘着力	3円弧すべり結果におけるγ、Φ 安全率図
			-	テールアルメ擁壁一般図(擁壁対の考え方を除く。) 個人名
		1. 入力データリスト	-	層の形状における土の特性値番号 構成節点数 地層を構成する節点番号
			-	NEVER線における構成節点数 X Y
		地耐力計算書	-	テールアルメ擁壁一般図(平面位置図を除く。)
	-	γ、φ、c(資料3よりを除く。) γ4、φ4、c4 造成計画平面図		
	-	-		

判断すべき対象公文書名称		審査会の判断		
		開示部分	不開示部分	
12	工事評価委員会答申書	答申書	-	印影
		検討結果	-	基礎地盤の設計土質定数一覧における小分類(右欄) 湿潤密度 粘着力 内部摩擦角 及びそれに該当する箇所 新規盛土材料の設計土質定数における 湿潤密度 粘着力 内部摩擦角
		-	-	図1.1-1調査地点位置図 図2.2-1解析断面位置図 図4-3暗渠排水計画イメージ図
		-	-	推定地質断面図(地質層序表を除く。)
		採取試料深度 一般湿潤密度 圧密試験 三軸UU	-	-
		-	1.1(4)本文2行目 粘着力及び平均N値	-
		1.2本文5行目 c、φ	1.2本文7行目 c、φ	-
		室内土質試験結果一覧における条件 湿潤密度 三軸	-	-
		-	2.2(2)本文3行目	-
		-	I-I'断面図	-
		-	図2.2-2/3解析地盤モデル	-
		-	安定解析結果図	-
		安定解析結果図における飽和重量 湿潤重量 内部摩擦角	-	-
		-	改良率 改良強度 複合強度 改良深度	-
		-	2.4(2)P23本文3行目 改良強度	-
		-	南山事業内で実施された沖積粘性土層に対する配合試験結果	-
		-	改良幅	-
		-	敷設長 敷設延長	-
		-	2.6(4)液状化判定の方針本文 1行目から4行目	-
		-	2.6(4)液状化判定の方針における図面	-
-	表2.6-1・表2.6-2液状化判定結果および低減係数の設定における前提条件	-		
-	図2.6-1液状化検討結果まとめ	-		
-	図2.6-2液状化を考慮した安定解析結果図	-		

	判断すべき対象公文書名称	審査会の判断			
		開示部分	不開示部分		
12	工事評価委員会答申書	検討結果	図2.6-2液状化を考慮した安定解析結果図の飽和重量 湿潤重量 内部摩擦角 粘着力	-	
			-	2.7盛土全体の安定について 本文 L1～L6 L10～L15	
			-	図2.7-1新規盛土部周辺地質モデル拡大図 図2.7-2旧地形と現地形との比較 図2.7-3断面位置図 図2.7-4解析地盤モデル	
			-	図2.8-1 図2.8-2断面の安定対策工の仕様	
			-	断面計算位置図	
			-	4排水計画の検討①～⑤	
			-	図4-1/2断面図	
			-	委員名、肩書	
			参考資料 関東ロームでの高盛土事例	-	印影
			-	よみうりランド内の盛土事例における単位体積重量 粘着力 内部摩擦角 一軸圧縮強度	
			-	北緯 東経	
			-	周辺地区における盛土事例の町田市能ヶ谷地区図面における個人名	
-	整地標準図				
13	土質試験結果	P1 表1.1-1基礎地盤の設計土質定数一覧 P4 1.1(1)既設盛土(B層) P6 1.1(2)沖積粘性土(Ac層) P8 1.1(3)沖積腐植土(Ap層) P10 1.1(4)沖積砂質土(As層)	-	P1 表1.1-1基礎地盤の設計土質定数一覧における小分類(右欄) 湿潤密度 粘着力 内部摩擦角 及びそれに該当する箇所	
		P11 1.2新規盛土材料の設計土質定数	-	湿潤密度 粘着力 内部摩擦角	
		P2 1.1基礎地盤の設計土質定数	-	図1.1-1調査地点位置図	
		P3 1.1基礎地盤の設計土質定数	-	図1.1-2推定地質断面図(地質層序表を除く。)	
		P4 1.1(1)既設盛土(B層) P6 1.1(2)沖積粘性土(Ac層) P8 1.1(3)沖積腐植土(Ap層)	採取試料深度 一般湿潤密度 圧密試験 三軸UU	-	
		P10 1.1(4)沖積砂質土(As層)	-	本文中の粘着力 N値	
		P11 新規盛土材の設計土質定数	本文5行目 C及びφ	本文7行目 C及びφ	
		P12 室内土質試験結果一覧	条件 湿潤密度 三軸	-	

	判断すべき対象公文書名称	審査会の判断		
		開示部分	不開示部分	
13	土質試験結果	室内試験データシート	-	個人情報
		Lm層(ローム層)設定根拠・新規盛土材(試験資料)の採取場所	-	ボーリング地点位置図
		Lm層(ローム層)設定根拠	-	新規ロームおよび古期ロームの土質定数について 本文におけるデータ採用状況
			-	図2.2-3解析地盤モデル
		表3・5・2土質試験結果一覧表 表6-5土質試験結果一覧表	-	-
		その他補足資料	平均値 沖積砂質土のN値一覧表 表中N値	表沖積砂質土のN値一覧における 地点 試験深度 設定値が分かる部分
14	大規模盛土安定検討	-	飽和重量 湿潤重量 粘着力 内部摩擦角	-
			-	断面の安定解析結果
			-	安全率図
		1. 入力データリスト	-	設計断面
			-	水位線における座標値 層の形状における土の特性値番号 構成節点数 地層を構成する節点番号
			土の特性における 飽和単位体積重量 湿潤単位体積重量 粘着力 内部摩擦角	-
15	沈下検討	検討概要書	-	図1-1-1解析断面位置図
			-	図2-1-4B層の圧密定数のB層における区分
			-	図2-2-1計算位置 図2-7計算位置
		I / II断面 現況沈下計算 結果図	-	指定盛土断面図
		I / II断面 現況沈下計算 計算書	-	1.3形状データの形状No. 構成節点
		1.4盛土条件/1.5土層条件の 飽和重量 湿潤重量	-	-
			-	1.6水位線の設定の座標値
16	ジオテキスタイル補強盛土計算書	-	-	図1-1-1解析断面位置図
			-	敷設長 敷設延長
		1.1(1)計画盛土断面形状	-	形状図
		1.1(5)土質材料の設計定数 5.3.2/6.3.2盛土材料の設計定数および摩擦補正係数	-	γ 、 γ' 、 c 、 ϕ
		6.3.3初期必要定着長の計算	-	Ls、Le、必要敷設長、敷設長
		7.2.2/8.2.2ジオテキスタイルの発揮可能引張強さの計算	-	Ls、Le、L
			-	9.1盛土形状座標データ 9.2基礎地盤座標データ 9.3設計土層座標データ
			-	

	判断すべき対象公文書名称	審査会の判断		
		開示部分	不開示部分	
17	液状化を考慮した斜面検討	目録	-	判定の基準
		1.5(4)液状化判定の方針	-	本文 1行目～6行目
			-	図面
		1.5(6)液状化判定結果	-	表追加No.6～8標題の条件及びそれに該当する箇所
			-	図1.5.4液状化判定結果まとめ 図1.5.5/図1.5.6 安定解析結果図
		1.5(6)液状化を考慮した安定解析結果	図1.5.6断面安定解析結果図の 飽和重量 湿潤重量 内部摩擦角 粘着力	-
		液状化判定計算書	-	タイトル欄の判定条件 水の単位体積重量の次の行の判定条件
		液状化検討結果図	-	モデル図 等安全率図
			モデル図/等安全率図に対応する 飽和重量 湿潤重量 内部摩擦角 粘着力	-
		液状化検討計算書 1入力データリスト	-	設計断面
	-	水位線表における座標値 層の形状における土の特性値番号 構成節点数 地層を構成する節点数 番号 NEVER線における構成節点数 X Y		
	土の特性における飽和単位体積重量 湿潤単位体積重量 粘着力 内部摩擦角	-		
	液状化検討計算書 4.最小安全率リスト	-	安全率図	
18	ブロック積み地耐力検証	-	-	γ 、 ϕ 、C、 γ_4 、 ϕ_4 、C4、 q_1 、 γ_5 、N、 γ_6 、h、N2
		-	-	安定解析結果図
		飽和重量 湿潤重量 内部摩擦角 粘着力	-	-
19	調整池協議図書	雨水流出抑制施設協議変更届	-	印影
		雨水流出抑制施設協議図書	-	調整池計画平面図 調整池断面図 放流管・余水吐縦断面図 調整池構造図
		調整池水理計算書	-	2. 平均流出係数 f、A×f、平均流出係数
			-	9. 第1調整池余水吐における「余水吐の越流量」 「余水吐水路」 10. 第1調整池減勢工 11. 第2調整池余水吐における「余水吐の越流量」

判断すべき対象公文書名称		審査会の判断		
		開示部分	不開示部分	
19	調整池協議図書	調整池堤体安定検討報告書	-	1-2すべり検討箇所 図1-1すべり検討箇所 位置図
			-	2-1検討断面位置
			-	2-2ボーリング柱状図 における 個人名
			-	2-3既存地層想定図 図3.1/3.2断面図
			-	表3-1土質定数における 深さの範囲を示す部 分 湿潤密度 粘着力 内部摩擦角
			-	4-1現況の 現況断面図 4-2-1安定計算の 現況断面図
			-	4-2-1安定計算の 対象地盤 改良幅 複合地盤の粘着力
			-	4-2-2 表 滑動の結果
			-	5-1地盤改良工法の選 定の 改良長 削孔長
			-	5-2工法の選定の 代表工法名 表5-1中層混合処理工 法の比較
			-	5-3改良率の設定の 標準配置図 5-5対策範囲図
			-	5-4設計基準強度の設 定の 上載荷重 設計基準強度 室内配合強度 固化材混入量 改良強度計算結果一 覧表の堤体高、上載 荷重、計算値、改良 強度 図2-21添加量と一軸 圧縮強さ（粘性土）
			-	深層混合処理工法設計・施行マニュアル
			-	p97 φ、μ
			-	よみうりランド内埋立て工事
			-	個人名、印影
			-	平成22年9月16日 f、c、余水吐幅に 関する記述
			-	平成22年9月16日 余水吐構造条件で採 用する基準に関する 記述
			-	平成22年12月8日 安定計算の基準/地盤 改良処理方法/余水吐 の拡幅の記述

判断すべき対象公文書名称		審査会の判断			
		開示部分	不開示部分		
20	L型擁壁構造計算書	計算結果一覧	構造 地上高さ 構造高さ 根入れ	擁壁高	
			-	構造図	
			-	1躯体形状図	
			-	2安定計算表中 フーチング中心の作用力 つま先での作用力 反力作用幅	
	-	3配筋情報表中 径 本数 鉄筋量 4断面計算表中 M せん断力			
	設計計算書	-	1.3構造検討位置本文 「頭切りを行う。」 の後から「計算結果 は」の前まで		
		-	表1-1-1(2)の 湿潤密度 粘着力 内部摩擦角		
		-	2.2土圧計算における 地山の扱い 本文6～7行目		
		2.3残留水圧 本文3～4行目、6行目	2.3残留水圧 本文7～8行目、12～ 13行目		
		2.4基礎地盤の摩擦係数 本文1行目	-		
		3.1検討ケース 洪水時	3.1検討ケース 残留水圧		
		-	3.2検討断面 擁壁高		
		3.2検討断面 表中備考欄	-		
		-	3.2検討断面 表下※印文章		
		-	ケース別設計計算書 (ケース名称、L型 擁壁展開図、目次を 除く。)		
		21	地盤改良計画書	-	地盤改良工平面図 地盤改良断面図
				L型擁壁展開図 N	L型擁壁展開図 Fc
L型擁壁展開図 地層名 柱状図				L型擁壁展開図 Fc	
第2章 検討方針	-		2.1(1)配置の 改良率 改良径		
	-		2.1(3)改良体に作用 する荷重		
	-		2.2配合試験結果の 室内配合試験結果		
	-		2.3改良幅の ϕ 本文5～6行目		
-	2.3改良幅の 断面図				
-	2.3改良幅の 補足説明のFc、改良 率				
-	2.4計算フロー 本文「～計画されて いる。」の後ろか ら、次の行まで				

	判断すべき対象公文書名称		審査会の判断	
			開示部分	不開示部分
21	地盤改良計画書	第3章 計算書	-	ケース別地盤改良工 計算書（ケース名 称、計算書表紙を除 く。）
		巻末資料	-	ラップ形式と考えた 場合の検討の 地震時におけるせん 断応力度に関する記 述
			-	ラップ形式と考えた 場合の検討の ケース別地盤改良工 計算書（ケース名 称、計算書表紙を除 く。）
			-	使用ボーリングデー タの 解析断面位置図
			-	使用ボーリングデー タの ボーリング柱状図 土質柱状図